

いえる。しかしながら、法の趣旨に鑑みれば、株主総会資料をより早期に開示し、またより充実した内容とすることが望まれる。ちなみに、コロナ禍において来場抑制をする一方、株主総会当日に使用する予定の事業報告に関するスライドやビデオを事前にホームページに開示する会社もある。これも株主総会資料を補完し、情報提供の拡充の一環として事前の議決権行使に資する取組みに通じる。

他にも、主に個人株主向けにスマートフォンで招集通知をわかりやすく閲覧できるしくみを取り入れている会社もあり、今後各社のさまざまな工夫により、株主の理解に資する取組みが進展していくことが期待される。

(3) 竹林俊憲「一問一答令和元年改正会社法」11頁

谷野 耕司(たにの・こうじ)
三井住友信託銀行株
ガバナンスコンサルティング部
主席法務コンサルタント
1991年広島大学卒、住友信託銀行株(現三井住友信託銀行株)入社、2006年から現職。

第3章

取締役会の多様性、ESG課題等に関心が 機関投資家の議決権行使基準 とエンゲージメントの動向

ガバナンスコンサルティング部 I R・S Rチーム 調査役 三井住友信託銀行株 保坂 大希

【この章のエッセンス】

- 機関投資家の議決権行使動向の把握や、企業と機関投資家とのエンゲージメントは重要である。
- 2022年の議決権行使基準の改定では、取締役会の多様性、業績基準、有事導入型買収防衛策等の基準について改定されている。
- 企業と機関投資家とのエンゲージメントでは、ESGに関する幅広いテーマが扱われている。

はじめに

本章では2022年の株主総会に向けた主要国内機関投資家の議決権行使基準および議決権行使助言会社

の助言方針の動向と、直近の企業と機関投資家とのエンゲージメントについて解説したい。

なお、本章における意見などはあくまでも個人的な見解であり、筆者の所属する会社および組織を代表するものではない。

機関投資家の議決権行使基準に関する動向把握の重要性

近年、上場企業の株主構成に占める国内外の機関投資家の割合は増加しており、全国証券取引所が2021年7月に公表した株主分布

状況調査の結果によれば、2021年3月末現在の投資部門別株式保有比率において外国法人(いわゆる海

外機関投資家)が30.2%(前年比+0.6ポイント)、信託銀行(いわゆる国内機関投資家)が22.5%(前年比+0.8ポイント)を占めている。

存在感を増す機関投資家から企業が信認を得るためには、機関投資家の議決権行使基準およびその動向を把握することが重要といえる。なぜならば議決権行使基準は機関投資家が投資先企業に求める最低限のガバナンス水準を反映したものであると位置づけられるため、そのような基準を把握したうえで企業経営に取り組むことにより機関投資家からの信認を得やすくなると考えられるからである。

また、米大手議決権行使助言会社であるISS(Institutional Shareholder Services)やグラス・